

(別紙 1)

「北海道ポーク」ロゴマーク取扱推進要領

平成 25 年 7 月 24 日 制定

平成 28 年 2 月 3 日 改正

一般社団法人北海道養豚生産者協会

本道の養豚は、恵まれた自然環境の下、生産者の技術改善及び経営努力によって安定的な生産を維持し、関連する事業者とともに地域経済の一翼を担ってきている。

しかし、農業の国際化の進展や飼料穀物の値上りなど養豚業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、会員が今後とも持続的に経営を発展させるためには、消費者に支持され、愛される北海道産豚肉の安定的生産と販路の拡大が不可欠となっている。

このため、商標「北海道ポーク」ロゴマークを活用し、会員共通ブランド「北海道ポーク」を形成するとともに、卸・加工・流通業者の協力を得ながら消費者にアピールすることにより、北海道産豚肉への一層の支持、更なる販路の拡大を図ることとする。

第 1 事業実施主体及び推進体制

この事業の実施主体は、一般社団法人北海道養豚生産者協会（以下、「協会」という。）及びその会員とする。

この事業の推進体制として、協会の消費流通生産委員会が、「北海道ポーク」ロゴマーク取扱・PR等の企画・推進に当たる。

第 2 事業内容

この事業は、次の内容をもって推進することとする。

- 1 「北海道ポーク」ブランドの定義
- 2 「北海道ポーク」の取組み
- 3 ロゴマークの表示方法等

第 3 「北海道ポーク」ブランドの定義

1 ブランド表示豚肉の要件

協会の地区組織に加入する会員（以下、「会員」という。）及びその豚肉を取り扱う流通販売業者等は、会員の生産した豚肉に共通ブランド「北海道ポーク」ロゴマークを表示するとともに、そのPRを行うことができる。

また、他の個別ブランド表示と併用することができることとする。

2 ロゴマークの定義

この事業でいう「北海道ポーク」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）は、商標登録を行った次のものをいう。

(1) 商標



(2) 商標の指定商品等の区分

- ア 北海道産の豚肉、北海道産の豚肉製品
- イ 出願番号 商願2012-023512
- ウ 登録日 平成24年11月2日

3 ロゴマークの表示方法

ロゴマークの表示方法は、商標登録をしたロゴマークを基本に、次の3種類とし、その特色指定は、D I C (第19版) 389とする。

また、大きさは特に定めないこととし、モノクロ表示もできるものとする。

なお、上記に依り難い場合には、表示希望者は事前に協会事務局と協議するものとする。

(1) タイプ I 「商標登録ロゴマーク」 (協会名は省略可能)



一般社団法人 北海道養豚生産者協会

(2) タイプ II 「商標登録ロゴマーク」にPR文言付き



(3) タイプⅢ 「商標登録ロゴマーク中央の豚マーク」
(表示スペースが無い場合)



4 ロゴマーク管理体制

ロゴマークの管理は、一般社団法人北海道養豚生産者協会事務局（以下、協会事務局という。）が行うこととし、その管理責任者には、事務局長を充てるものとする。

第4 「北海道ポーク」の取組み

- 1 会員は、「北海道ポーク養豚憲章」を農場に掲示し、経営者及び従業員が一体となって、飼養衛生管理基準に基づく自己点検や協会衛生対策情報に基づき農場の衛生確保に積極的に対応するなど、安全・安心・美味しい北海道ポークを生産することにより、会員共通のブランド「北海道ポーク」の育成に努めることとする。
- 2 協会は、会員農場の名称、所在市町村、品種・ブランド・農場HACCP等への取組みなど農場情報を協会ホームページで公表し、会員の「北海道ポーク」への取組みをPRすることとする。
- 3 協会は、「北海道ポークロゴマーク使用届出書」を提出した会員などを対象に、別途、農場衛生記帳のレベルアップに必要な点検・指導に努めるものとする。

第5 ロゴマークの表示方及びPR活動等

- 1 協会及び会員の取組みに賛同した流通販売業者等は、「北海道ポークロゴマーク使用届出書」（別紙様式）を事務局に提出の上、会員の生産した豚肉の売り場におけるポスター、ポップ等の掲示及びシールによる商品パックへの貼付、さらにはチラシ等印刷物への刷りこみなどにより、ロゴマークを表示できることとする。

この場合、ロゴマークの使用者は「食肉の表示に関する公正競争規約」ほか関係法令に準拠し、北海道ポーク及びロゴマークの善良な管理に努めるものとする。

また、会員が自ら生産した豚肉にロゴマークを表示しようとする場合においても、上記手続きに準じて取り扱うこととする。

- 2 上記1のロゴマーク表示者の希望に応じて、協会ホームページで消費者へその情報提供の便宜を図るものとする。
- 3 協会は、北海道の持つ優れた消費者イメージに訴求しつつ、ロゴマークの普及・PRのため、ホームページの活用のほか、必要な資材を作成・配布することとする。

また、流通関係者等と連携し、道内外の消費拡大イベント及び販促会等において、北海道ポークの消費拡大及び販路拡大に努めることとする。

- 4 その他、北海道ポークロゴマークの取扱いに必要な事項については、消費流通生産委員会において検討することとする。

第6 その他

- 1 旧要領に基づく「北海道ポークロゴマーク表示参加会員」の取扱いについては廃止し、農場記帳の取組み推進等については別途事業により継続する。
- 2 旧要領に基づく、「ロゴマーク表示参加流通販売業者」の取扱いについては、この要領に基づく届け出を受理したものとして継続する。
また、現在、協会ホームページに掲載している「ロゴマーク表示参加流通販売業者」の消費者向け情報は、継続して掲載することとする。

(別紙様式)

北海道ポークロゴマーク使用届出書

一般社団法人北海道養豚生産者協会
会長代表理事 様

届出年月日 平成 年 月 日

使用 者	⑩
住 所 電話番号・FAX 番号	
使用目的等	<目 的> <使用場所> <販 売 品>
豚肉及びロゴマーク の管理体制	<管理体制>
使用・表示方法及び その形態など	
連絡責任者	<実務担当者等職氏名、住所、電話・FAX>
その他参考事項	

「北海道ポーク」ロゴマーク取扱推進要領第5の1の規定に基づき、上記の内容について受理しました。

平成 年 月 日
一般社団法人北海道養豚生産者協会
会長代表理事